

三重県統合認証管理基盤システム設計・機器調達・構築・

運用保守業務 仕様書

令和4年1月

三重県デジタル社会推進局

スマート改革推進課

目 次

1 背景と目的	1
(1) はじめに	1
(2) 現状と課題	1
(3) 本委託業務の目的	1
2 事業概要	2
(1) 契約名	2
(2) 業務範囲	2
3 調達スケジュール	8
4 履行場所	8
5 納品物件	9
(1) ハードウェア及びソフトウェア	9
(2) 統合運用管理システム用エージェントソフトウェア	9
(3) ドキュメント	10
6 支払い	10
(1) 支払条件	10
(2) 内訳資料の提出	10
7 機密保持	10
8 暴力団等による不当介入に対する対応	11
9 注意事項	11
10 調達全般に関する共通要件	12
(1) プロジェクト管理に関する要件	12
(2) 本県からの提供資料	13
(3) 他の受託事業者との調整	13
(4) ドキュメント	14
(5) 共通機能基盤や共通ソフトウェアの利用	16

1 背景と目的

(1) はじめに

本仕様書は、三重県統合認証管理基盤システム設計・機器調達・構築・運用保守業務（以下、「本委託業務」という。）の仕様について記載している。

詳細な仕様は、「三重県統合認証管理基盤システム設計・機器調達・構築・運用保守業務 詳細仕様書」（以下、「詳細仕様書」という。）を参照すること。

(2) 現状と課題

平成 27 年 12 月 25 日付総行情第 77 号の総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的対策について」により、各自治体のセキュリティ対策として、いわゆる「三層の対策」への対応が要請され、三重県（以下、「本県」という。）においても、三層の構え（個人情報用ネットワーク、LGWAN 系ネットワーク、インターネット接続系ネットワークを分離すること）によるセキュリティ対策を実施し、現在は、業務端末を LGWAN 系ネットワークに接続して利用する α モデルによる運用を行っている。

しかし、セキュリティ対策が強化された一方で、大部分の自治体で、ユーザビリティが大きく低下したため、令和 2 年 5 月には、総務省から効率性・利便性を向上させた新たな自治体セキュリティ対策のモデルとして、 β モデル、 β' モデル（業務端末をインターネット接続系ネットワークへ設置する構成）が示された。特に感染症対策を契機に本県では、テレワークや外部サービス（クラウドサービス）等を柔軟に利用できるようにするため、現行のセキュリティ対策にかかるサービスレベルを維持しつつ、各外部サービスや業務端末などの認証や資産管理を行うための基盤システムが必要になっている。

そこで、これらを実現するために、オンプレミス環境の認証機能を提供する情報システムとして構築している、三重県行政 WAN ユーザ認証システム（以下、「現行システム」という。）での対応を検討したが、現行システムだけでは、十分な対応を実施することができないことが判明した。

さらに、現行システムは、平成 16 年度にオンプレミス構成により構築し、平成 21 年度、平成 26 年度における 2 度の機器更新や改善を行いながら運用を行っているが（現在は、再延長保守を実施中）、令和 4 年 6 月末に運用期限が迫っている。

(3) 本委託業務の目的

以上のことから、新たに「三重県統合認証管理基盤システム（以下、「本システム」という。）」を構築し、現行システムからの移行作業を実施することで、各種情報システムその他、インターネット上の外部サービス（クラウドサービス）を利用するために必要となる認証機能や資産管理機能、セキュリティ対策機能等を提供するための基盤システムとして、契約期間終了までの安定的な運用を行うことを本委託業務の目的とする。

2 事業概要

(1) 契約名

契約名は、「三重県統合認証管理基盤システム設計・機器調達・構築・運用保守業務」とする。

(2) 業務範囲

ア 業務概要

- ・ 本委託業務について、業務全体に対する業務計画書を作成のうえ、進行管理を行うこと。
- ・ 本委託業務を実施するにあたり、現行システムの調査や構築、運用保守業務を受託している事業者等との事前調整を行ったうえで、必要な設計を行うこと。
- ・ 必要な機能について、オンプレミス、又は、クラウドサービスにより提供を行うこと。なお、本県側のアクセス回線等については本県が提供する。
- ・ 現行システムにおける種々の機能を利用している情報システムの他、認証情報等の連携を行っている情報システムに対して、本システムへの移行作業を行うこと。
- ・ 現行システムから本システムへの移行後、契約期間終了日まで、本システムの安定的な運用を行うとともに、本県からの設定変更依頼、操作方法等の問い合わせ対応等の運用・保守業務を行うこと。
- ・ 本システム上の各機能等にかかる運用監視を行い、インシデント発生時には、事前の設計内容に基づき、復旧までの対応を行うこと。
- ・ 業務の詳細については、詳細仕様書を確認すること。

イ 利用者数、業務端末数、業務端末の詳細

- ・ 利用者数 約 6,800 人、業務端末数 約 10,000 台を想定すること。また、ライセンスの追加等軽微な対応で最大 2 割程度の利用者、業務端末数の増加に対応できること。なお、「軽微な対応」に含まれないものとして、物理サーバを 1 台増設する、新たに高額なパッケージソフトを導入する、など、本県の費用負担が高額になる場合を想定しています。
- ・ 主な庁内業務端末のスペックは、以下のとおり。(庁内業務端末は毎年更新を行っているため、適宜、スペックは向上する。)
 - OS : Windows10 Professional
 - CPU : IntelCorei5 相当
 - メモリ : 4GByte
 - HDD : 500GByte

ウ 三重県自治体情報セキュリティクラウド

- ・ 三重県自治体情報セキュリティクラウド（以下、「セキュリティクラウド」という。）は、複数の団体からのインターネット接続を一つに集約し、高度なセキュリティ監視を行うことでセキュリティ対策を行うものであり、現在、本県や県内各市町（29市町）、広域連合（3団体）の計33団体が利用している。
- ・ 現在、次期システムを、令和4年4月1日からの稼働に向けて、再構築中。
※次期システムは現在構築中のため、本構成図と異なる場合がある。

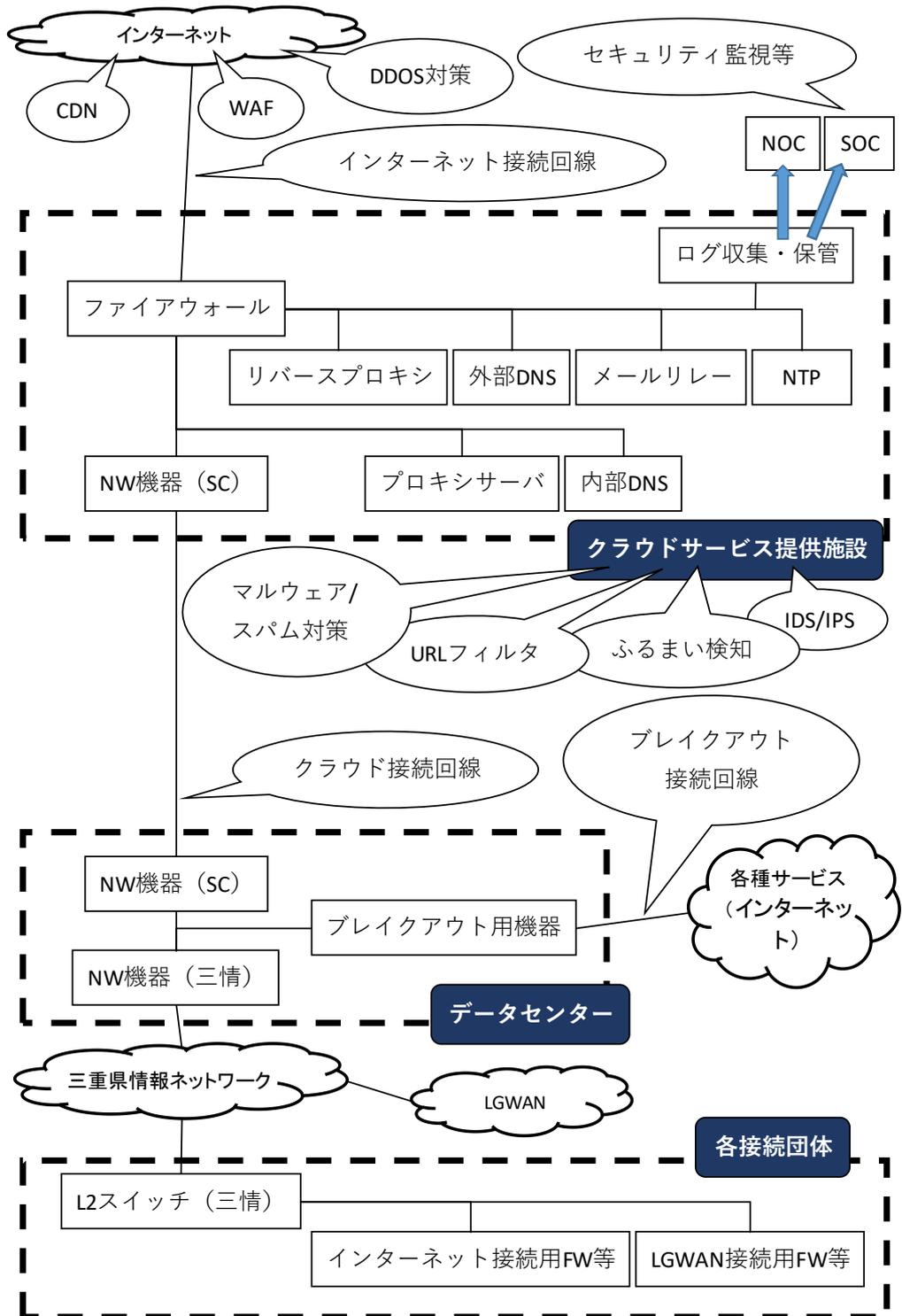
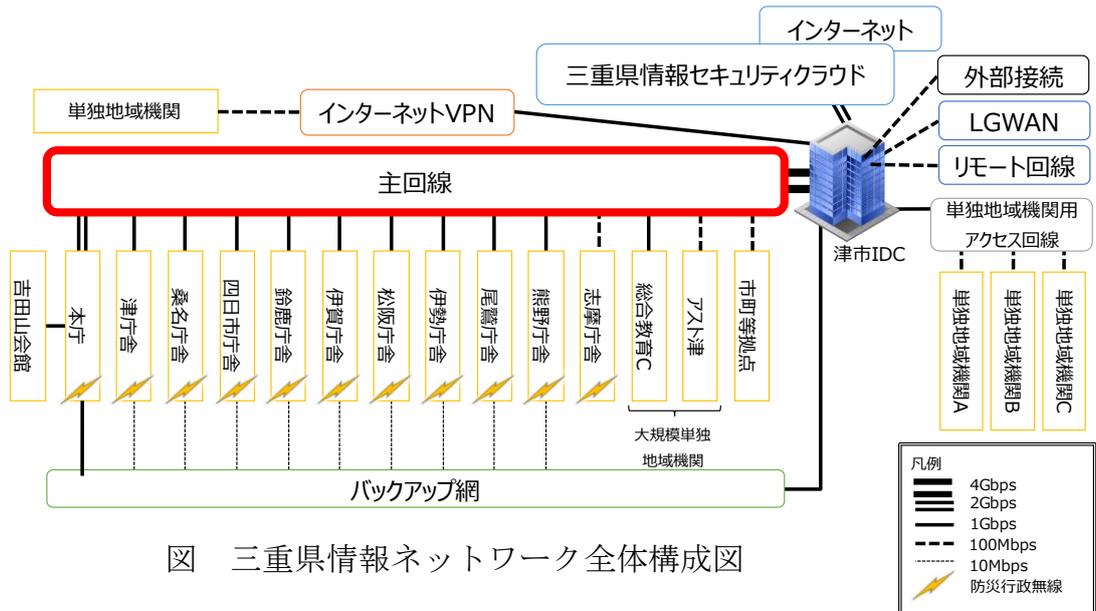


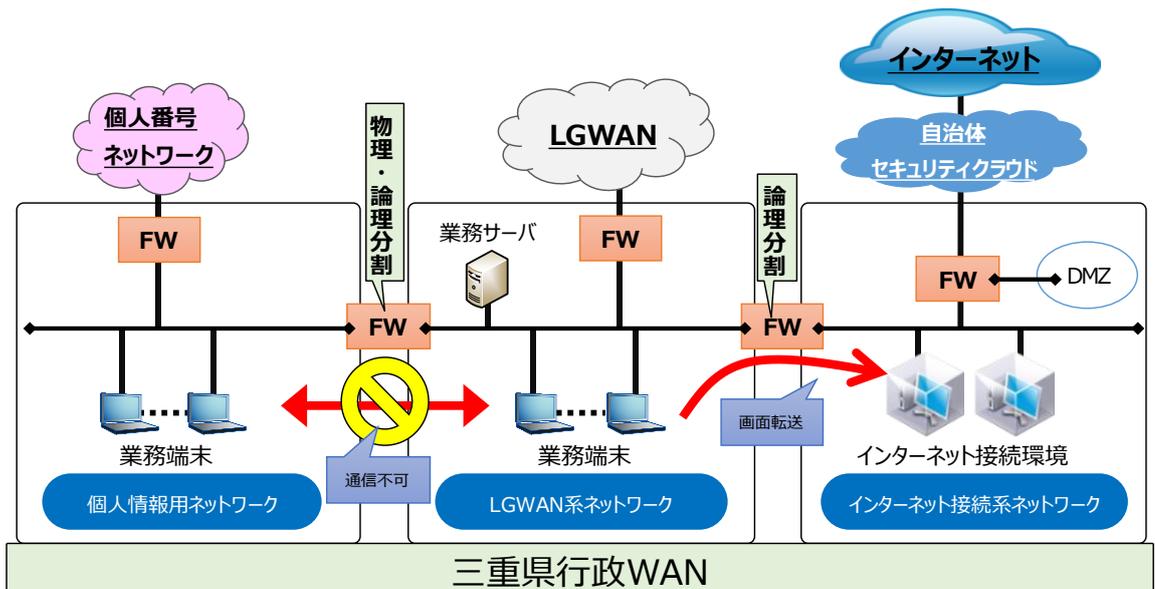
図 次期三重県自治体情報セキュリティクラウドのサービス構成図

エ 三重県情報ネットワーク

- 三重県情報ネットワークは、本県が構築した広域ネットワークであり、アクセス回線としての「主回線」と、論理ネットワークとしての「三重県行政 WAN」で構成される。
- 「主回線」は、三重県の本庁舎や総合庁舎、本県が別途契約しているデータセンター（以下、「津市 IDC」という。）、各市町の拠点などを接続し、インターネット回線として、上述のセキュリティアクラウドと接続している。



- 「三重県行政 WAN」は、本県が利用する行政用の WAN であり、三重県情報ネットワーク上に物理的、論理的に分割して構築された「個人情報用ネットワーク」「LGWAN 系ネットワーク」「インターネット接続系ネットワーク」等、複数のネットワークとして構築されている。



- ・ 現行システムは、三重県行政 WAN 内の LGWAN 系ネットワークに構築されており、制限はあるが、他のネットワークやインターネットへの接続が一部、許可されている。

オ 運用管理担当者

- ・ 本県では、三重県情報ネットワークの運用・保守を行う要員として「運用管理 SE」を、職員からの操作方法の問い合わせ対応を行なう要員として「ヘルプデスク」を別途契約している。(以下、「運用管理 SE」と「ヘルプデスク」を「運用管理担当者」という。)
- ・ 運用管理担当者の駐在場所や対応時間、契約期間は以下のとおり。

	駐在場所	駐在時間	契約期間
運用管理 SE	本庁	開庁日 7:30～20:00	令和 7 年 12 月 31 日まで
	津市 IDC	開庁日 8:30～17:15	
ヘルプデ スク	本庁	開庁日 8:30～17:15	令和 5 年 9 月 30 日まで
	各総合庁舎	数日/週 8:30～17:15	

表 運用管理 SE とヘルプデスクの概要

- ・ 運用管理担当者は、本システムにおける運用保守業務の一部を担当することが可能である。ただし、業務を実施するためには、締結済みの契約内容の範囲に限られる、マニュアルや手順書を作成する必要がある、業務引継ぎや研修を実施する必要がある、運用管理担当者を後方支援する体制が整備されている、など、一定の条件があるため、注意すること。
- ・ 本委託業務の契約期間中において、運用管理担当者にかかるそれぞれの契約期間が終了するが、その後も同種の契約を実施する予定のため、継続して業務が実施できる想定である。

カ 現行システムの概要

- ・ 現行システムにおけるサブシステムの一覧は以下のとおり。

サブシステム名	詳細
庁内ドメインシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・ Microsoft 社製の WindowsServer の ActiveDirectory ドメインを利用したユーザ認証及びリソース管理を行うシステム。 ・ グループポリシー等にて、ユーザだけでなく、各業務端末のセキュリティ対策も行っている。また、DHCP、DNS、NTP 等の機能も提供している。 ・ 他の情報システムは、庁内ドメインシステムと連携することで、シングルサインオンなどを実現している。
庁内メールシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・ トランスウェア社 (現在のクオリア社) の Active! Mail を利用した三重県行政 WAN 内に閉じた内部メースシステム。

ウイルス対策システム	<ul style="list-style-type: none"> • Trendmicro 社の複数のウイルス対策ソフトを用いて三重県行政 WAN に接続されている全庁内業務端末及び全サーバ機器へのウイルス対策を行うとともに、パターンファイル等の配布、管理を行うシステム。
運用管理システム（資産管理）	<ul style="list-style-type: none"> • クオリティソフト社製の QND(株式会社大塚商会が販売する QND α Standard) を利用して三重県行政 WAN に接続されている各業務端末に対してインベントリの収集、プログラムの配信を行うシステム。 • 各業務端末に対してリモート接続機能も提供している。
運用管理システム（セキュリティパッチ配布）	<ul style="list-style-type: none"> • Microsoft 社の WindowsServerUpdateServices（以下、「WSUS」という。）を利用し、業務端末に対して任意のセキュリティパッチ、サービスパック等の配信を行うシステム。
その他システム	<ul style="list-style-type: none"> • 現行システムでは、上記のサブシステムの外、バックアップ・リストアシステム、ログ収集システムが構築されている。 • 現行システムとは別のシステムとして、「三重県職員アカウント集中管理システム」が構築されており、各職員からの申請・受付・承認機能の他、各サブシステムとの連携機能も有している。

表 現行システムにおけるサブシステム一覧

- 現行システムは、平成 26 年度に構築後、いくつかの変更を行いながら運用を行っているため、注意すること。変更内容の詳細は、「詳細仕様書 1 現行システムの概要」を参照すること。

キ 本システムで構築するサブシステム

- 本システムで構築するサブシステムは以下のとおり。
- 詳細な機能要件は、詳細仕様書「3 本システムの詳細な機能要件」を参照のこと。

サブシステム名	詳細
統合認証基盤（オンプレミス認証基盤/クラウド認証基盤）	<p>○オンプレミス認証基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現行システムにおける「庁内ドメインシステム」の後継システム。 • 庁内ドメインシステムにおける主な機能を引き継ぐとともに、種々の機能強化を行う。 • これまで管理を行ってきたオンプレミスの情報システムだけでなく、外部サービス（クラウドサービス）上の ID についても管理する。

	<p>○クラウド認証基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本システムで新規に構築するサブシステム。 ・クラウドサービスとして提供されている IDaaS を本県がインターネット上で利用可能な認証基盤として構築する。 ・オンプレミス認証基盤と連携した認証機能や、インターネット上の外部サービス（クラウドサービス）などに対して、認証機能、ID 連携機能、アクセス制御機能、ID 管理機能（ID 同期機能）を提供する。
	<p>○統合認証基盤として提供する機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務端末等の各種デバイスに対して、電子証明書の申請受付、発行、管理を行う機能を提供する。 ・無線 LAN におけるデバイス認証機能を提供する。
統合運用管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムにおける「運用管理システム（資産管理）」「運用管理システム（セキュリティパッチ配布）」の後継システム。 ・運用管理システム（資産管理）、運用管理システム（セキュリティパッチ配布）における主な機能を引き継ぐとともに、種々の機能強化を行う。 ・脆弱性情報やセキュリティパッチ対応状況を一元管理する機能と、外部デバイス管理機能などについても提供する。
その他システム	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムにおけるバックアップ・リストアシステム、ログ収集システムの後継システム。

表 本システムにおけるサブシステム一覧

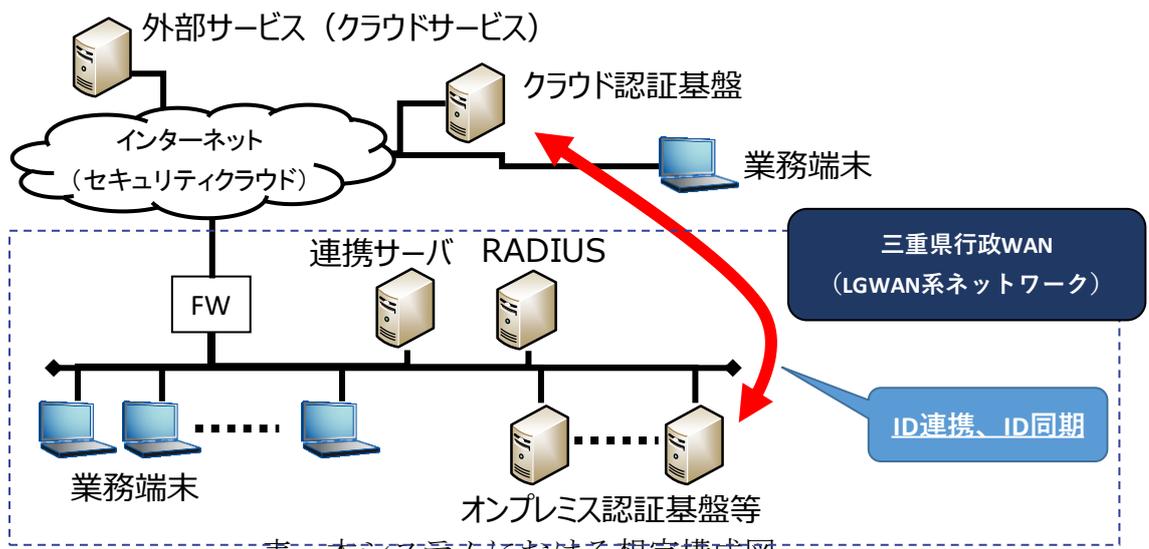


表 本システムにおける想定構成図

※ 現行システムにおける庁内メールシステム、ウィルス対策システム、障害監視システム、職員アカウント集中管理システムは、本委託業務とは別の事業で再構築を実施するため、本委託業務の範囲外とする。

※ 現在は、αモデルだが、準備が出来次第β'モデルへ移行する予定。

3 調達スケジュール

期間名	詳細
契約履行期間	・本契約の締結日から令和9年7月31日までとする。
構築期間	<ul style="list-style-type: none"> ・本契約の締結日から令和5年3月31日までとする。 ・構築期間において、各種設計、必要な機器やサービスの調達、構築作業、各種試験等を完了すること。 ・現行システムからの機能引継ぎを行う必要がある場合は、現行システムの安定的な運用ができなくなるまでに構築を行うこと。
移行期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月から令和5年3月31日までとする。 ・移行期間内に、全ての移行作業を完了すること。 ・移行が完了したサブシステムに対しては、運用期間と同様の運用保守業務を行うこと。 ・現行システムからの機能引継ぎを行う必要がある場合は、現行システムの安定的な運用ができなくなるまでに移行作業を行うこと。
運用期間	・令和4年7月1日から令和9年6月30日までとする。
機器撤去期間	・令和9年7月1日から令和9年7月31日までとする。

4 履行場所

本委託業務の履行場所は、本庁舎及び津市 IDC、受託事業者が**利用**するデータセンター、クラウドサービス提供施設とする。

物理サーバの設置場所にかかる詳細要件については、詳細仕様書「4 ハードウェア・ソフトウェアにかかる要件（4）設置要件」を参照すること。

施設名	詳細
本庁舎	・三重県の本庁舎のこと。7階にサーバールームがある。
津市 IDC	<ul style="list-style-type: none"> ・本県が別途契約を行っている津市内にあるデータセンターのこと。 ・所在地等については、契約締結後に開示する。
受託事業者が利用するデータセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・受託事業者が必要に応じて別途契約を行うデータセンターのこと。 ・クラウドサービス提供施設と同一の施設を想定している。
クラウドサービス提供施設	・クラウドサービスを提供するための施設のこと。受託事業者が 利用 するデータセンターと同一の施設を想定している。

表 履行場所の詳細

5 納品物件

(1) ハードウェア及びソフトウェア

本委託業務に必要となる全てのハードウェア及びソフトウェアの他、必要となる外部サービス（クラウドサービス）を調達すること。

調達するハードウェア及びソフトウェアは、履行期間内において、保守可能であること。契約期間中に調達した製品のサポートが終了する場合は、受託事業者の責において後継製品や同等の性能を持った代替製品への移行を行い、継続してサービスが提供できるよう対応を行うこと。なお、当該製品にかかるサポート終了についての情報を知りえた段階で、本県に対して報告を行い、サポートが終了するまでに、本県に今後の対応策について説明を行い、承認を受けること。

ソフトウェアライセンスについては、利用者数、または、業務端末数を考慮して、必要十分な数量を調達すること。

ハードウェア及びソフトウェアについて、本県へ納品し、本県の資産とする方式の他、本県へ納品せず、必要な機能をクラウドサービスとして提供する方式も可とする。

その他、詳細な要件については詳細仕様書「4 ハードウェア・ソフトウェアにかかる要件」を参照すること。

(2) 統合運用管理システム用エージェントソフトウェア

各業務端末にインストールする統合運用管理システム用のエージェントソフトウェアについては、統合運用管理システムの機能要件を満たすソフトウェアを選定したうえで、以下の数量を調達し、納品すること。なお、本委託業務の履行期間内にて、調達するライセンスの有効期限を迎えるが、必要となるライセンスは本県が別途調達するため、本委託業務には含めないこと。また、選定するエージェントソフトウェアは、ライセンス費用が1ライセンス当たり年額500円（税抜き）以内のものを選定すること。

項目	ライセンス数	期間
統合運用管理システム用エージェントソフトウェア	10,000 ライセンス	令和4年4月1日から 12か月分

表 調達するライセンス数

エージェントソフトウェアの追加購入は、一般競争入札にて実施する予定だが、落札候補者が不在の場合は、本委託業務の受託事業者から上述の価格を上限とした随意契約にて調達を実施することとなるため、対応が可能なこと。なお、このライセンス費用には、エージェントソフトウェアの使用権のみでなく、バージョンアップ権も含まれるものとする。

エージェントソフトウェアは、本委託業務の履行期間終了時点まで追加購入が可能なこと。（例えば、令和9年6月1日であっても、残存期間で利用可能なライセンスを追加購入可能なこと。）

(3) ドキュメント

受託事業者は本委託業務を実施するうえで、必要となるドキュメントについて、本県に納品すること。

納品方法は、電子媒体と紙面での納品を各1部とする。なお、電子媒体のファイル形式については、本県と事前に協議を行い、決定すること。

ドキュメントの詳細は「10 調達全般に関する共通要件(4) ドキュメント」を参照すること。

6 支払い

(1) 支払条件

本委託業務における費用は、各年度末に当該年度分の費用を支払うこととする。

消費税法が改正された場合は、当該期間の費用について改正後の税率を適用する。

各年度の支払額(税抜き額)は、以下の割合を目安とし契約時に協議するものとする。各年度の割合は、契約総額から消費税及び地方消費税額に相当する金額を減じた金額(税抜き額)を基準として算出する。

- ・ 令和3年度 3.20%
- ・ 令和4年度 45.09%
- ・ 令和5年度 12.15%
- ・ 令和6年度 12.15%
- ・ 令和7年度 12.15%
- ・ 令和8年度 12.15%
- ・ 令和9年度 3.11%

(2) 内訳資料の提出

上記支払条件を踏まえて、契約締結後、速やかに、契約額の内訳資料(税抜き金額を明記すること)を作成し提出すること。

特に初期費用の内、構築費用と移行費用、さらに、保守費用について、明確に分離した内訳資料を作成すること。

7 機密保持

本委託業務は、三重県電子情報安全対策基準(情報セキュリティポリシー)を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、本県に報告を行い、本県の指示のもと速やかに対応すること。

業務遂行上知り得た個人情報、三重県及び接続団体に関するすべての機密事項について、本委託業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わずに第三者に漏えいしないこと。

それぞれの契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、契約書別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。

8 暴力団等による不当介入に対する対応

(1) 受託事業者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ 委託者に報告すること。
- エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託事業者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

9 注意事項

本委託業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。

受託事業者は、運用開始までの作業スケジュールを本県と協議の上、決定すること。

本仕様書に記載されている全ての業務に対し、いかなるケースにおいても本県に対し、別途費用を請求することはできない。ただし、本県の要求仕様変更による追加費用については別途協議を行うこととする。

本仕様書に定めのない事項が発生した場合、及び、疑義が発生した場合は、本県と協議の上、定めるものとする。

現行システム又はネットワークの停止を伴う作業は、閉庁日もしくは夜間での実施を前提にすること。

本委託業務の全部もしくは一部を第三者に再委託することは原則禁止とする。ただし、業務遂行上必要であり、本県が承認した場合に限り再委託を行うことができる。

10 調達全般に関する共通要件

(1) プロジェクト管理に関する要件

ア プロジェクトの体制

- ・ 本委託業務のプロジェクト体制に関する要件は以下のとおり。
 - 受託事業者は、本委託業務の遂行を確実に実施できる履行体制（支援体制含む）を確保すること。
 - 十分な知識を有するものを責任ある立場としてプロジェクトに主担当者として参加させ、業務を実施すること。なお、主担当者の能力が不足していると本県が判断した場合は、主担当者の変更もしくは増員を求めることができるものとする。
 - 作業に従事する者が、本県並びに関係者と十分な協力が取れる体制とすること。
 - 作業に従事する者を変更する場合は、十分な引継ぎを行い業務に支障をきたさないようにすること。また、その都度、業務遂行体制、業務従事者名簿等を提出し、本県の承認を得ること。

イ プロジェクト管理

- ・ 本委託業務のプロジェクト管理に関する要件は以下のとおり。
 - 受託事業者は契約締結後速やかに、業務計画書を作成のうえ、本県に提出し、本県の承認を得たうえで業務を実施すること。
 - 原則として、本県と合意した業務計画書にしたがって業務を実施すること。
 - 業務の実施に当たり、以下の、進捗管理、品質管理、変更管理を徹底すること。なお、業務計画書の内容に変更が必要となる場合は、本県と協議し、承認を得たうえで、変更を行うこと。

種別	詳細
進捗管理	<ul style="list-style-type: none">・業務計画策定時に定義する業務スケジュールに基づく進捗管理を実施すること。・受託事業者は、実施スケジュールと現状の差を把握するとともに、進捗の自己評価を実施し、定例報告会において本県に報告すること。・進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定し、本県の承認を得たうえで、実施すること。
品質管理	<ul style="list-style-type: none">・業務計画書策定時に定義する品質管理方針及び品質管理基準に基づく品質管理を実施すること。・受託事業者は、品質基準と現状の差を把握するとともに、品質の自己評価を実施し、各工程完了報告会において本県に報告すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定し、本県の承認を得たうえで、実施すること。
変更管理	<ul style="list-style-type: none"> 仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合において、受託事業者はその影響範囲及び対応に必要な工数等を識別した上で、本県と協議のうえ対応方針を確定すること。

表 プロジェクト管理の詳細

- プロジェクト全般の品質状況を監査する品質管理体制を整え、品質管理責任者を設置すること。
- 必要に応じて適宜ミーティング等を実施し、本県に対し報告及び作業内容の説明・協議を行うこと。なお、構築期間においては、週1回以上、運用期間においては、月1回以上の間隔で報告会を開催すること。また、運用期間における年度末の報告会において品質判定会議を開催すること。
- 各報告会等における議事録について、受託事業者側で速やかに作成し、関係者へと共有すること。
- 全ての作業において、本県が提供した、個人情報を含む業務上の情報は細心の注意をもって管理し、第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

(2) 本県からの提供資料

現行システムに関する**詳細な**構成等については、以下の資料を参照すること。なお、以下の資料で提供されていない詳細設計情報や、ハードウェア・ソフトウェア構成にかかる情報、監視・運用・保守にかかる情報、各種マニュアル等については、競争入札参加資格確認申請により有資格者であることが確認され、守秘義務に関する誓約書を提出した者に対して開示することが可能である。

- ・ 資料1「平成26年度三重県行政WANユーザ認証システム設計・機器調達・構築・保守業務委託 基本・詳細・設計書（抜粋）」

(3) 他の受託事業者との調整

ア 既存事業者との調整

- ・ 現行システムにかかる受託事業者及び三重県情報ネットワークにかかる受託事業者等、本県がこれまでに調達を行っている既存事業者と協議等が必要となる場合は、本県に報告し、承認を得た後に、受託事業者の責により調整を行い、実施すること。なお、当該調整に関する費用を本県に請求することはできない。

イ 設定変更等の依頼

- 他の受託事業者が導入した機器等について、本委託業務を実施するうえで設定変更等が必要となる場合は、本県に報告し、承認を得た後に、それらの機器を所管する受託事業者と協議等を実施すること。なお、機器等の設定変更に関する設計については、受託事業者が主体的に実施すること。また、これら設計については、本県、接続団体、及び、関係する受託事業者に対して説明を行い、設定変更内容についての承認を受けること。
- 実際の設定変更作業は関係する受託事業者と本県との間で締結している契約内容の範囲内に限り、本県を通じて依頼することが可能だが、契約の範囲を越える内容については、受託事業者の責により実施することとなるため注意すること。なお、当該調整に関する費用を本県に請求することはできない。
- 契約範囲の目安としては、日常的に発生しうる設定変更や協議への参加、問い合わせ対応については既存契約による対応が可能だが、閉庁日や夜間の立会等については、受託事業者ごとに対応が分かれるため、注意すること。
- 運用期間内において、既存ネットワークや既存システムの再構築が行われる可能性があり、その際、本システムに対して設定変更等が必要になる場合があるが、**そのような場合であっても、本システム側の設定変更等について、**本県の依頼に基づき、対応を行うこと。なお、ハードウェアの増設やソフトウェアにかかるライセンスの追加等が必要になる場合は、本委託業務の範囲外とする。

(4) ドキュメント

受託事業者は以下のドキュメントを指定された期日までに、本県に納品すること。

ア 業務計画書

- 業務計画書の内容は以下のとおりとする。
 - 業務スケジュール
 - 業務遂行体制、業務従事者名簿
 - 機器及びソフトウェア等一覧 **(納入物品一覧)**
 - 進捗管理基準
 - 品質管理方針、品質管理基準
 - 変更管理基準
 - 工程完了判定基準
 - コミュニケーション計画
- 業務計画書の内容のうち、本システムの構築・移行等の作業に関するものは契約締結後 10 開庁日以内、運用保守等に関するものは令和 4 年 6 月末までに提出すること。

イ 各種設計書、完成図書及び報告書

- ・ 受託事業者は各工程の計画、成果を示すドキュメントを作成すること。想定するドキュメントは以下のとおり。ただし、各工程に着手する前に、当該工程において作成するドキュメントに関し、本県と協議を行うこと。
- ・ 内容に関しては、レビュー会を設けて本県に対し十分な説明を行い、内容の承認を得てから納品すること。特に、設計、構築、移行等の重要工程完了時の納品物については、余裕をもって本県に提出し、県の承認を得ること。

種別/提出時期	詳細
サービス定義書（令和4年6月末）	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムにて提供される各機能の詳細について定義したもの。 ・各種サービスの性能要件（〇〇ユーザまで〇〇秒以内に処理可能、等）についても、漏れなく記載すること。 ・運用・保守業務の詳細についても、記載すること。
構築設計書（令和4年6月末）	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス定義書で定義した各機能を提供するために必要となる本システムについて、構築を行うために必要となる各種設計について記載したもの。
移行設計書・移行手順書（令和4年6月末）	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システムから本システムへ移行するために必要となる各種設計及び手順等について記載したもの。 ・必要に応じて、各サブシステムに対する、それぞれの移行設計書及び移行手順書についても作成すること。
運用・保守設計書（令和4年6月末）	<ul style="list-style-type: none"> ・運用期間における運用・保守にかかる業務内容について記載したもの。 ・本県からの問い合わせ対応、設定変更依頼への対応、障害発生時への対応等についても記載すること。
他システム担当者向け説明資料（令和4年6月末）	<ul style="list-style-type: none"> ・他システム担当者向け説明用の資料のこと。内容として、本システムの機能概要、設定変更等にかかる流れ、運用時の対応方法等とし、全体像の他、実際の利用までの手続き等を確認できるようにすること。 ・本システムが、提供する各種連携機能についても記載すること。 ・本資料については、毎年度更新を行うこと。
各種設定一覧（令和4年6月末）	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムにおける各種設定一覧について記載したもの。 ・ハードウェアを納品している場合は、ラック構成図の他、必要な内容等についても記載すること。
運用・保守体制表（令和4年6月末）	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムを運用・保守するために必要となる運用・保守体制について記載したもの。 ・通常時の体制の他、緊急時体制についても記載すること。 ・本資料については、毎年度更新を行うこと。

各種報告資料 (報告会ごと)	<ul style="list-style-type: none"> ・運用・保守業務において、運用報告書、課題管理表等、定期的に作成する資料のこと。 ・議事録についても、適宜、作成すること。
-------------------	--

表 ドキュメントの詳細

ウ 各種マニュアル

- ・ 本システムの運用期間に入るまでに、以下のマニュアルを作成すること。マニュアルの内容に関しては、レビュー会を設けて本県に対し十分な説明を行い、内容の承認を得てから納品すること。

(ア) 業務端末操作マニュアル

- ・ 利用者による業務端末操作については必要最小限にとどめることを前提としているが、本委託業務の遂行に際し、ユーザによる操作が発生する場合、該当する操作についての手順書の形でユーザ向け操作マニュアルを作成すること。

(イ) 運用マニュアル

- ・ 運用・保守業務において、運用管理担当者に作業が発生する場合は、各種作業に対する手順書の形で運用マニュアルを作成すること。特に、障害時の緊急対応方法について必ず明記すること。

(5) 共通機能基盤や共通ソフトウェアの利用

受託事業者は、本県が別途調達している共通機能基盤（統合サーバ、リモート保守環境、職員アカウント集中管理システム、物理サーバ設置スペース）や共通ソフトウェア、障害監視システムについて、以下の範囲で利用できるため、必要に応じて、利用すること。

ア 統合サーバ

- ・ 複数のサーバを 1 台の物理サーバ上で動作させる「仮想化技術」を利用した、情報システム用の統合サーバを津市 IDC に構築しているため、必要な台数分の仮想サーバ（仮想マシン）を利用できる。また、本県が用意したソフトウェアも利用できる。
- ・ バックアップ・リストア機能や障害時の一時切り分けなどの統合サーバにかかる運用・保守業務についても、利用できる。
- ・ 統合サーバは津市 IDC に設置されているため、本庁舎で利用することはできない。また、利用可能なネットワークは、主に LGWAN 系ネットワークとなるが、Proxy セグメント、DMZ セグメントなどでも利用できる。
- ・ 詳細は、資料 2 「統合サーバの利用について」を参照すること。

イ リモート保守管理

- ・ 遠隔地からインターネット経由で情報システムの運用保守ができるリモート保守管理機能を利用できる。
- ・ リモート保守環境以外の方法での、リモートアクセスは、原則として認めていないため、注意すること。
- ・ リモート保守環境の利用には、技術的、セキュリティ的な制限事項等があるため、利用可否の判断を行ったうえで、**必要に応じて**利用すること。
- ・ リモート保守環境の利用に伴い必要となる、受託事業者側の回線費用等については、受託事業者が負担すること。
- ・ 詳細は、資料3「リモート保守環境の利用について」を参照すること。

ウ 職員アカウント集中管理システム

- ・ 各種システムの ID/アカウントについて、ActiveDirectory におけるアカウントと紐づけて管理することが可能な職員アカウント集中管理システムを利用できる。
- ・ 職員アカウント集中管理システムが提供する機能は、以下のとおり。

(ア) 申請受付・承認機能

- ・ ActiveDirectory にかかるアカウントについて、利用者からの申請を受付、管理者による承認後、ActiveDirectory に反映させるための csv を出力する。
- ・ アカウントの新規、変更、削除、休止、有効化、セキュリティグループへの追加と削除、セキュリティグループ自体の作成などの csv 出力に対応している。

(イ) 特定システムアカウント管理機能

- ・ ActiveDirectory 以外の情報システム（特定システム）におけるアカウントを ActiveDirectory のアカウントに紐づけて管理する。

(ウ) 自動ログオン機能

- ・ ActiveDirectory からログイン中のアカウント情報を取得後、そのアカウント情報に紐づく特定システムアカウントを取得し、その取得した特定システムアカウントにて、特定システムに自動ログオンする機能。
- ・ 所属モード、グループモード、職員モードがある。
- ・ 詳細は、資料4「自動ログオン機能の詳細」を参照。

エ 物理サーバ設置スペース

- ・ **物理サーバを設置するスペースとして、本庁7階サーバールーム**、及び、津市 IDC における既設 19 インチラック内スペースを利用できる。
- ・ 導入する物理サーバの台数が多くなると必要な電源容量が不足するため、電源工事を実施する必要があるが、工事には 1 か月程度かかるため契約締結後、速やかに、利用予定について本県に対し説明し承認を得ること。

オ 共通ソフトウェア

(ア) Windows Server CAL

- ・ Microsoft 社の Windows Server CAL 2019 について、本県にて別途購入しているため、受託事業者の負担なしに利用が可能。

(イ) マルウェア対策/EDR

- ・ 本県が令和 4 年 1 月に契約締結予定の「三重県自治体情報セキュリティクラウド（追加セキュリティ対策）構築及び運用・保守業務にて、必要ライセンスを調達するため、受託事業者の負担なく、利用が可能。
- ・ ただし、さらなるセキュリティ対策が必要になる場合や、製品の相性等により導入できない場合などは、本委託業務の範囲内で対応を行う **必要があるため注意すること**。

(ウ) 統合サーバで利用可能なライセンス

- ・ 統合サーバ環境で利用する Microsoft 社製 Windows のサーバ OS（Windows Server 2012 以降、Windows Server 2019 まで）については、本県があらかじめソフトウェアライセンスを用意するため、受託事業者の負担なしに利用が可能。
- ・ 統合サーバ環境で「Oracle Database Standard Edition 2」を利用する場合、本県がソフトウェアライセンスを用意するため、受託事業者の負担なしに利用が可能。

カ 障害監視システム

- ・ 各種サーバやネットワーク機器を監視するための障害監視システム (zabbix) を利用できる。
- ・ 利用には、対象となる機器の設定追加や、警告時の対応等についても決定する必要があるため、注意すること。